

奈良市公報

第52号

令和3年7月16日発行
 発行所 奈良市役所
 発行人 奈良市長
 編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月	日	番号	件名	主管
6	29	21	奈良市公報号外第20号に掲載	資産管理課
6	29	22	奈良市公報号外第20号に掲載	保健衛生課
6	29	23	奈良市公報号外第20号に掲載	保護課
6	29	24	奈良市公報号外第20号に掲載	教育政策課
6	29	25	奈良市公報号外第20号に掲載	企業局下水道事業課

規 則

月	日	番号	件名	主管
6	29	29	奈良市公報号外第20号に掲載	資産管理課

告 示

月	日	番号	件名	主管
6	16	343	農用地利用集積計画の決定	農政課
6	16	344	道路の位置指定の一部廃止	建築指導課
6	16	345	道路の位置指定の廃止	建築指導課
6	17	346	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
6	18	347	放置自転車等の保管	環境政策課
6	18	348	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課
6	18	349	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定の 取消し	介護福祉課
6	21	350	令和3年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
6	21	351	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
6	21	352	地縁による団体の認可	地域づくり推進課
6	22	353	放置自転車等の保管	環境政策課
6	22	354	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
6	22	355	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
6	22	356	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の 廃止	介護福祉課
6	24	357	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
6	25	358	開発行為に関する工事の完了	開発指導課

6	25	359	放置自転車等の保管	環境政策課
6	25	360	令和3年奈良市告示第233号(新型コロナウイルス感染症予防接種の実施)の一部改正	新型コロナウイルスワクチン接種推進課
6	30	361	差押調書の公示送達	滞納整理課
6	30	362	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
6	30	363	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
6	30	364	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定	障がい福祉課
6	30	365	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定	障がい福祉課
6	30	366	障害者総合支援法に規定する指定障害者福祉サービス事業者等の指定(更新)	障がい福祉課
6	30	367	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
6	30	368	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
6	30	369	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
6	30	370	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
監 査				
月	日	番号	件名	
6	28	9	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
6	30	10	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主 管
6	18	27	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
6	25	28	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
6	28	29	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
6	28	30	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
6	29	11	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
消 防				
月	日	番号	件名	主 管
6	25	2	奈良市公報号外第20号に掲載	総務課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主 管
6	24	14	定例教育委員会の開催	教育政策課

選挙管理委員会

月	日	番号	件名
6	22	9	奈良市公報号外第20号に掲載

告 示

奈良市告示第343号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和3年6月16日

奈良市長 仲川元庸
(令和3年6月16日揭示済)

奈良市告示第344号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和3年6月16日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市二条大路南一丁目1番1号
申請者氏名	大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理事業 施工者 奈良市 代表者 奈良市長 仲川元庸
廃止する道路の位置	奈良市大森西町179番8及び179番9の一部
廃止する道路の幅員	最大4.20m 最小4.20m
廃止する道路の延長	23.15m
廃止年月日	令和3年6月16日
廃止番号	第R0301号

(令和3年6月16日揭示済)

奈良市告示第345号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和3年6月16日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市二条大路南一丁目1番1号
申請者氏名	大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理事業 施工者 奈良市 代表者 奈良市長 仲川元庸
廃止する道路の位置	奈良市大森西町190番8及び192番11
廃止する道路の幅員	最大8.00m 最小4.50m
廃止する道路の延長	41.89m
廃止年月日	令和3年6月16日
廃止番号	第R0302号

(令和3年6月16日揭示済)

奈良市告示第346号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺竜王町一・二丁目自治会から告示

した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中川 淳子 奈良市西大寺竜王町一丁目1番4号	塩津 久美 奈良市西大寺竜王町一丁目3番27—3号

2 変更の年月日

令和3年4月28日

(令和3年6月17日掲示済)

奈良市告示第347号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年6月18日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年6月18日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和3年6月18日掲示済)

奈良市告示第348号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和3年6月18日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期別	発送年月日	納期限
平成31年度国民健康保険料督促状	7月期	令和元年8月20日	令和元年9月3日
平成31年度国民健康保険料督促状	9月期	令和元年10月18日	令和元年11月1日
平成31年度国民健康保険料督促状	10月期	令和元年11月20日	令和元年12月4日
平成31年度国民健康保険料督促状	11月期	令和元年12月20日	令和2年1月6日
平成31年度国民健康保険料督促状	12月期	令和2年1月16日	令和2年1月30日
平成31年度国民健康保険料督促状	1月期	令和2年2月20日	令和2年3月5日
平成31年度国民健康保険料督促状	2月期	令和2年3月19日	令和2年4月2日
平成31年度国民健康保険料督促状	3月期	令和2年4月20日	令和2年5月7日
令和2年度国民健康保険料督促状	6月期	令和2年7月20日	令和2年8月3日
令和2年度国民健康保険料督促状	7月期	令和2年8月20日	令和2年9月3日
令和2年度国民健康保険料督促状	8月期	令和2年9月18日	令和2年10月2日
令和2年度国民健康保険料督促状	9月期	令和2年10月20日	令和2年11月4日
令和2年度国民健康保険料督促状	10月期	令和2年11月20日	令和2年12月4日
令和2年度国民健康保険料督促状	11月期	令和2年12月18日	令和3年1月4日
令和2年度国民健康保険料督促状	12月期	令和3年1月15日	令和3年1月29日
令和2年度国民健康保険料督促状	1月期	令和3年2月19日	令和3年3月5日
令和2年度国民健康保険料督促状	2月期	令和3年3月19日	令和3年4月2日
令和2年度国民健康保険料督促状	3月期	令和3年4月20日	令和3年5月6日

2 この公示送達により変更した後の指定納期限
令和3年7月6日

3 送達を受けるべき者
別紙のとおり
別紙省略

(令和3年6月18日揭示済)

奈良市告示第349号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消しましたので、同法第78条第1項第3号の規定により公示します。

令和3年6月18日

奈良市長 仲川元庸

指定取消の内容

- (1) 事業所の名称 ハッピースマイル訪問介護センター
- (2) 事業所の所在地 奈良県奈良市五条畑一丁目27-12-11
- (3) 取消年月日 令和3年6月30日
- (4) サービス種類 訪問介護

(令和3年6月18日揭示済)

奈良市告示第350号

令和3年6月18日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年6月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度奈良市一般会計
補正予算(第4号)

令和3年度奈良市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,614,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,999,861千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		30,730,637	634,800	31,365,437
	4. 国庫交付金	6,501,345	634,800	7,136,145
17. 県支出金		9,967,569	979,600	10,947,169
	2. 県補助金	2,212,030	979,600	3,191,630
歳入合計		140,385,461	1,614,400	141,999,861

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		64,102,821	250,000	64,352,821
	1. 社会福祉費	28,503,348	250,000	28,753,348
7. 商工費		2,733,131	1,364,400	4,097,531
	1. 商工費	2,733,131	1,364,400	4,097,531
歳出合計		140,385,461	1,614,400	141,999,861

(令和3年6月21日揭示済)

奈良市告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月21日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	地域密着型通所介護 通所型サービス（独自）	令和3年 6月1日
デイサービス ゆずの木 大安寺	奈良県奈良市八条四丁目 646-1		
株式会社えだ	大阪府東大阪市弥生町 11番1-507号		

(令和3年6月21日揭示済)

奈良市告示第352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年6月21日

奈良市長 仲川元庸

1 名称

中山泉ヶ丘自治会

2 規約に定める目的

本会は、会員相互の親睦と協調をはかるとともに、住みよい環境の保全と地域社会の福祉増進、地域文化の発展、向上に寄与することを目的とする。

3 区域

本会の区域は、奈良市中山町200番地の1から200番地の246、及び47番、54番地の1から54番地の8、56番地の1から56番地の13、57番地の1から57番地の5、58番地、62番地の1、62番地の2、63番地の1から63番地の5、64番地、65番地の1から65番地の7、83番地の1から83番地の6、84番地の1から84番地の7、85番地の1から85番地の4、86番地の1から86番地の5、87番地の1から87番地の3、88番地の1から88番地の3、90番地の1から90番地の14、91番地の1から91番地の5、93番地、94番地、95番地の1から95番地の5、96番地の1、96番地の2、97番地の1から97番地の3、98番地の1から98番地の6、103番地の1から103番地の3、156番地、184番地の1から184番地の4、185番地の1から185番地の8までの区域とする。

4 事務所

主たる事務所を、奈良市中山町200番地の186に置く。

5 代表者の氏名及び住所

会長 加藤 茂

奈良市中山町200番地の60

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

(1) 本会は地方自治法第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和3年6月14日

(令和3年6月21日揭示済)

奈良市告示第353号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年6月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年6月22日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年6月22日揭示済)

奈良市告示第354号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年6月22日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年2月24日 奈良市指令整開 第20A-38号

令和3年5月25日 奈良市指令整開 第20A-38-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1 工区)

開発行為 令和3年6月22日 第1771号

公共施設 令和3年6月22日 第875号

3 開発区域に含まれる地域

(全体) 奈良市中町506番1、510番1及び510番2

(1 工区) 奈良市中町506番1の一部、510番1の一部及び510番2の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中町 2226 番地の 4
 岸田 サチ子 岸田 充由
 奈良市学園中一丁目 1131 番地の 1
 津田 忠徳

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1 工区) 道 路：奈良市中町 506 番 1 の一部、510 番 1 の一部及び 510 番 2 の一部
 下水道：奈良市中町 506 番 1 の一部、510 番 1 の一部及び 510 番 2 の一部
 管路敷：奈良市中町 506 番 1 の一部

(令和3年6月22日揭示済)

奈良市告示第 355 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和3年6月22日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和3年6月10日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970105728	訪問介護	株式会社ハートケア	奈良市三碓三丁目 3-32 ジョイハウス A-102	株式会社ハートケア	奈良市三碓三丁目 3-32 ジョイハウス A-102

2 廃止年月日 令和3年7月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970102238	訪問介護	医療法人岡谷会	奈良市西木辻町 200 番地	岡谷会ホームヘルプステーション高畑	奈良市高畑町 95-1

(令和3年6月22日揭示済)

奈良市告示第 356 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和3年6月22日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和3年6月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970107211	地域密着型通所介護	合同会社再美	奈良市南肘塚町 220 番地 1 号	デイサービスさいび	奈良市西木辻町 206 やぎもとビル 1 階

(令和3年6月22日揭示済)

奈良市告示第 357 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年6月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和3年1月5日 奈良市指令整開 第20A-27号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和3年6月24日 第1772号
公共施設 令和3年6月24日 第876号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中山町143番1及び143番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県磯城郡川西町大字結崎624番地の3
有限会社 You&Iコーポレーション 取締役 藪内 範子
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
道路
奈良市中山町143番1の一部及び143番2の一部
下水道
奈良市中山町143番1の一部及び143番2の一部
管路敷
奈良市中山町143番1の一部及び143番2の一部

(令和3年6月24日揭示済)

奈良市告示第358号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年6月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和3年2月5日 奈良市指令整開 第20A-33号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和3年6月25日 第1773号
公共施設 令和3年6月25日 第877号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市学園大和五丁目748番4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区大手町一丁目3番2号
住友林業 株式会社 代表取締役 光吉 敏郎
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
道路：奈良市学園大和五丁目748番4の一部

(令和3年6月25日揭示済)

奈良市告示第359号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年6月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
令和3年6月25日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
 - ア 移動費自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年6月25日揭示済）

奈良市告示第360号

令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部を次のように改正し、令和3年6月14日から適用する。
令和3年6月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ筋注	12歳以上の者	令和3年4月12日から令和4年2月28日	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
	COVID-19 ワクチンモデルナ筋注	18歳以上の者	令和3年6月14日から令和4年2月28日	

（令和3年6月25日揭示済）

奈良市告示第361号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年6月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者

省略

(令和3年6月30日掲示済)

奈良市告示第362号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和3年6月30日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和3年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910103395	株式会社明慶	630-8036	奈良県奈良市五条畑二丁目1番1-101号	ホームヘルプめい	630-8036	奈良市五条畑二丁目1番1-101号	居宅介護	令和9年4月30日

(令和3年6月30日掲示済)

奈良市告示第363号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和3年6月30日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和3年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100244	株式会社コペル	160-0023	東京都新宿区西新宿一丁目1番6号	コペルプラス 学園前教室	631-0036	奈良市学園北一丁目11番4号 エル・アベニュー学園前301号室	児童発達支援	令和9年4月30日

(令和3年6月30日掲示済)

奈良市告示第364号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和3年6月30日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和3年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100892	株式会社萬成水耕栽培	518-0031	三重県伊賀市長田2063番地の1	高天社会福祉事務所	630-8247	奈良市油阪町412 広岡ビル2階	計画相談支援	令和9年4月30日

(令和3年6月30日掲示済)

奈良市告示第365号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示する。

令和3年6月30日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和3年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2970101636	株式会社 萬成水耕 栽培	518-0031	三重県伊賀市長田 2063番地の1	高天社会 福祉事務 所	630-8247	奈良市油阪 町412広 岡ビル2階	障害児 相談支 援	令和9年 4月30 日

(令和3年6月30日揭示済)

奈良市告示第366号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和3年6月30日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定更新年月日 令和3年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102355	合同会社 あゆみ	631-0845	奈良市宝来一丁目6 番8号	訪問介護 あゆみ	631-0845	奈良市宝来一丁目6番 8号	居宅介 護重度 訪問介 護	令和9年 4月30 日

(令和3年6月30日揭示済)

奈良市告示第367号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和3年6月30日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定更新年月日 令和3年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950121109	社会福祉 法人なら やま会	630-8104	奈良県奈良市奈良 阪町2532- 3	児童発達 支援セン ターくれ よん	631-0052	奈良市中町 500番地1	児童発 達支援 センタ ー	令和9年 4月30 日
2950161345	公益財団 法人奈良 YMCA	631-0823	奈良県奈良市西大 寺国見町 二丁目14 番1号	奈良 YMCA ことりク ラブ	631-0846	奈良市西大 寺国見町二 丁目14番1 号	児童発 達支援	令和9年 4月30 日

(令和3年6月30日揭示済)

奈良市告示第368号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定（更新）したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和3年6月30日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和3年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100637	社会福祉法人ならやま会	630-8014	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	相談支援センターくれよん	631-0052	奈良市中町500番地1	計画相談支援	令和9年4月30日
2930100645	株式会社すみれサポート	630-8033	奈良県奈良市五条一丁目2-30	お花畑	631-0846	奈良市平松一丁目32-25-1	計画相談支援	令和9年4月30日

(令和3年6月30日揭示済)

奈良市告示第369号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定（更新）したので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示する。

令和3年6月30日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和3年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2970101040	社会福祉法人ならやま会	630-8014	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	相談支援センターくれよん	631-0052	奈良市中町500番地1	障害児相談支援	令和9年4月30日
2970101057	株式会社すみれサポート	630-8033	奈良県奈良市五条一丁目2-30	お花畑	631-0846	奈良市平松一丁目32-25-1	障害児相談支援	令和9年4月30日

(令和3年6月30日揭示済)

奈良市告示第370号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和3年6月30日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和3年4月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2920100274	社会福祉法人あゆ	31-0811	奈良県奈良市秋篠	富雄ハウス	631-0052	奈良県奈良市中町	共同生活援助

	みの会		町 1381-1			3716-4	
--	-----	--	----------	--	--	--------	--

(令和3年6月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年6月28日

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	中 本 勝
同	山 本 憲 宥
同	伊 藤 剛

人事課

監査結果公表日 令和元年6月28日（奈良市監査委員告示第5号）

措置結果通知日 令和3年5月20日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>観光庁に観光行政実務研修として派遣されている職員の出張旅費において、観光戦略課長又は観光経済部長の出張命令により、市外旅費及び外国旅費が人事課から支給されているが、復命書は派遣先である観光庁にのみ提出されており、人事課及び派遣元である観光戦略課、どちらの課も復命書の提出を受けていなかった。</p> <p>出張命令及び旅費の支給も行っていることから、奈良市職員服務規程第23条に基づき、所属部署に対して復命書の提出を受け出張内容を確認するよう指導するとともに、旅費執行の妥当性を確認されたい。</p>	<p>国等の機関への派遣元となる所属部署に対して、令和元年度以降の派遣職員の出張については、復命書の提出を漏れなく受けてその内容を確認するよう指導を行いました。</p> <p>また、当該内容について、旅費支給を行う人事課に共有するよう合わせて指導することで、適正な旅費支給を行うように改めました。</p>

(令和3年6月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和3年6月30日

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	中 本 勝
同	山 本 憲 宥
同	伊 藤 剛

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

田島 宇晴

大阪府四條畷市中野本町38番1-601号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和3年6月30日から令和4年3月31日まで

(令和3年6月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第27号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年6月18日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
天野工業	代表 天野 元	奈良県奈良市西九条町二丁目6-22	令和3年6月4日

(令和3年6月18日揭示済)

奈良市企業局告示第28号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年6月25日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
タツミ工務店	巽 勇二	奈良県奈良市横田町408番地	令和3年6月11日
株式会社 吉田水道工業所	代表取締役 吉田 祐介	奈良県橿原市小綱町12番43号	
株式会社 香川設備	代表取締役 香川 美徳	奈良県奈良市八条三丁目729番地の3	

(令和3年6月25日揭示済)

奈良市企業局告示第29号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年6月28日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 クリーンライフ	代表取締役 元村 祐次	大阪府吹田市広芝町6番10号	令和3年6月18日

(令和3年6月28日揭示済)

奈良市企業局告示第30号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年6月28日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
香川設備工業所	代表者 香川 美徳	奈良県奈良市八条三丁目729番地の3	令和3年6月11日
タツミ工務店	巽 喜光	奈良県奈良市横田町408番地	
吉田水道工業所	吉田 祐介	奈良県橿原市小綱町12番43号	

(令和3年6月28日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第14号

令和3年6月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和3年6月24日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和3年6月29日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟2階 203会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 令和4～6年度使用奈良市立一条高等学校附属中学校教科用図書採択の基本方針について

議事

議案第11号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について

議案第12号 旧月ヶ瀬小学校の土地、建物の用途廃止について

議案第13号 奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の一部改正について

議案第14号 令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書（歴史的分野）選定委員会委員の任命について

議案第15号 奈良市附属機関設置条例の一部改正について

協議事項

(1) 「一条高等学校附属中学校について～教育課程について～」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和3年6月24日揭示済)